

# 「令和3年度コロナに負けるな！ 久喜市プレミアム付商品券」

## 事業加盟店募集要領

新型コロナウイルス感染症拡大防止により影響を受けた市内事業者への支援及び地域経済の活性化を図るため、25%プレミアムとなるプレミアム付商品券発行事業を行うにあたり、商品券取扱加盟店として次の要領を遵守してください。

### (登録資格)

1 加盟店として登録できる者は、久喜市内に店舗等を有する事業所とし、久喜市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業所を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と係わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 4項に示した記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

### (申し込み)

2 令和3年度より初めて加盟店として登録を行う場合は、この「募集要領」に同意のうえ、別紙「加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記載し、かつ押印の上、令和3年5月14日(金)午後5時までに商工会へ下記のいずれかの方法で申し込みをしてください。また、令和2年度に加盟店として登録している事業者は、自動更新いたします。(廃業等除く)

・窓口受付、郵送、FAX(最寄の商工会本支所へお申し込み下さい)

久喜市商工会

- |      |                  |                   |
|------|------------------|-------------------|
| 久喜本所 | 〒346-0003        | 埼玉県久喜市久喜中央 4-7-20 |
|      | TEL 0480-21-1154 | FAX 0480-21-2337  |
| 菖蒲支所 | 〒346-0106        | 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲 193   |
|      | TEL 0480-85-0311 | FAX 0480-85-1028  |
| 栗橋支所 | 〒349-1123        | 埼玉県久喜市間鎌 256-1    |
|      | TEL 0480-52-1559 | FAX 0480-52-1567  |
| 鷲宮支所 | 〒340-0217        | 埼玉県久喜市鷲宮 4-8-8    |
|      | TEL 0480-58-1202 | FAX 0480-58-2227  |

### (登録)

3 商工会は、2により申し込みのあった加盟店が登録資格を有することを確認のうえ、当該事業者に対し「加盟店登録証明証」と取扱店であることを示すのぼり旗、ポスター、換金ツールを交付します。なお、のぼり旗・ポスターの交付枚数については、原則各1枚とします。

### (商品券の取扱)

4 加盟店は、商品券を持参した者に対し、令和3年8月1日(日)から令和4年1月31日(月)まで券面記載金額相当の物品の販売又はサービスを行ってください。

但し、次に該当する物は対象外とします。

- (1) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券などの換金性の高いもの
- (2) 土地、家屋購入、家賃、駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴い使用する原材料等、機器類及び仕入れ商品等
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 国や地方公共団体への支払(税金等)

- (7) 公共料金、教育費、金融商品、保険料の支払
- (8) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (9) 特定の宗教や政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他国、久喜市、久喜市商工会が適当でないとしたもの

5 1回の利用限度額は125,000円(10冊分)まで。1人あたりの購入限度額は100,000円(10冊分)です。

## (換 金)

6 4の取扱いにより商品券を取得した加盟店は、商工会が指定した換金手続きに沿って換金を申し出てください。換振り込み先金融機関は、申請書兼誓約書に指定した金融機関に限ります。商品券の換金スケジュールは、換金マニュアルに記載しておりますので後日お渡しいたします。

換金方法は以下の通りです。

- (1) 使用された後の商品券は、加盟店控え部分を破線に沿って切り取り、裏面にある加盟店欄に自己の店名を押印し、専用の換金ツールに商品券を同封し、指定の換金事務局に発送してください。
- (2) 指定期間内に到着した商品券は換金事務局にて集計、振込金額の確認を行い、指定日に「加盟店登録申請書兼誓約書」に記載された指定口座に振込みます。(最大12回)
- (3) 久喜市商工会非会員企業は換金時に換金手数料 3%を差し引いた金額が振り込まれます。
- (4) 換金方法の詳細については、後日、参加店舗向けに配布の「参加店舗運営マニュアル」をご覧下さい。

## (債 務)

7 加盟店は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、商工会が配布する加盟店用ポスター、のぼり旗を利用者の見やすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が使用される商品券について受け取って問題ないかの確認をしてください。
- (3) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、貸付け、サービスの提供を行ってください。
- (4) 再流出を防止するために利用者から受け取った商品券には、裏面の欄に店印を押印するとともに券端の店舗控えを切り取り線に沿って切り取ってください。
- (5) おつりは出さないものとします。
- (6) 他店押印のある商品券、及び既に店舗控えを切り取ってある商品券は受取りを拒否してください。
- (7) 使用済の商品券を換金する際、万が一入金額に間違いがあった場合にそなえ、確認のため、加盟店控え分を、入金確認を完了するまで大切に保管してください。  
※この控えが無い場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご理解下さい。

なお、申請時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますのでご注意ください。

- (8) 久喜市商工会非会員加盟店については換金手数料をご負担いただきますので、換金時に負担分を差し引かれます。(商品券額面総額×3%)

- (9) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに速やかに商工会に申し出てください。
- (10) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止です。
- (11) 加盟店が商工会から商品券を購入したときの直接換金は禁止です。
- (12) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は加盟店の責務とします。
- (13) 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会へ届け出てください。
- (14) 約款、本要領に定める規則及び商工会からの指示を遵守していただきます。また、久喜市商工会、久喜市が本事業に関して調査等を行うときには、報告等にご協力ください。

**(登録の取り消し等)**

- 8 加盟店が、約款及び本要領に違反する行為を行った場合、商工会は当該加盟店の登録を一方的に取り消し、また損害金の申し受け等を行うことがあります。

問い合わせ先

久喜市商工会	久喜本所	埼玉県久喜市久喜中央 4-7-20	電話	0480-21-1154
	菖蒲支所	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲 193	電話	0480-85-0311
	栗橋支所	埼玉県久喜市間鎌 256-1	電話	0480-52-1559
	鷺宮支所	埼玉県久喜市鷺宮 4-8-8	電話	0480-58-1202